

第 2 号議案

亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年亀岡市条例第 59 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年亀岡市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(9) ふるさと納税寄附金に係る業務の委託に関する契約

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を
定める条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 長期継続契約を締結することができる契約に、ふるさと納税寄附金に係る業務の委託に関する契約を加えること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。